

雫石泊まって応援虹色キャンペーン

実施マニュアル

目次

1 はじめに

2 キャンペーンの概要

(1) 対象期間

(2) 助成金額

(3) 割引対象者

(4) 割引適用方法

(5) 支援方法

3 身分証明

4 ワクチン・検査パッケージ等の適用

5 他の割引との併用

6 販売にあたっての留意事項

7 精算方法

8 交付の取消及び助成金の返還

9 その他

1 はじめに

雫石泊まって応援虹色キャンペーンは、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ町内の観光宿泊需要の早期回復を目的として、雫石町が実施する「雫石宿泊事業者泊まって応援事業」を活用した旅行商品の低廉化に取り組んだ町内の宿泊施設に対して助成金を給付する制度です。

2 キャンペーンの概要

(1) 対象期間

令和4年10月1日（土）宿泊分から令和4年12月24日（土）チェックアウト分まで
※予約受付は、9月22日（木）からとします。

(2) 助成金額（割引額）

1人1泊あたりの助成金額は3,000円。（ただし、5,000円以上の宿泊プランを対象）

(3) 割引対象者

全国（在留外国人含む）

ただし、新型コロナウイルスの感染状況等によっては、居住エリアを限定する場合があります。

(4) 割引適用方法

①チェックインの際、割引対象者へ宿泊補助申込書を記入いただきます。

②身分証明、ワクチン・検査パッケージの適用内容を確認。（下記項目3～4参照）

(5) 支援方法

①助成予算総額に対し施設の収容人数から案分した助成金額を割当配分します。

②宿泊施設であらかじめ割引いた金額で宿泊商品を販売し、事務局から宿泊施設に対し割引相当分の金額を給付する。

③各施設、助成金の割当原資を確認し予約受付をお願いします。
割当助成金以上の給付対応はできません。

3 身分証明

①居住エリアを限定し実施する場合は、免許証・マイナンバーカード・健康保険証など本人の氏名及び住所が併記されている書類で居住地を確認願います。

- ②団体・グループの予約で対象エリア以外の旅行者が含まれている場合や居住地確認書類の提出が出来ない場合は、その旅行者は割引対象外となります。

4 ワクチン・検査パッケージ等の適用

- ①ワクチン接種において、岩手県居住者は2回、それ以外の居住者は3回接種が必要となります。宿泊予約受付時に同行者を含む宿泊割利用者全員の身分証明書の提示及び予防接種済証またはPCR検査等の検査結果通知書（検査結果が陰性のもの）の提示をすることが利用条件であることを明示の上、同意を得る必要があります。
- ②宿泊初日において宿泊手続きの際に上記の確認を行うこととします。ただし、12歳未満については同居する監護者が同伴する場合には提示の必要はありません。
- ③確認書類の持参忘れによる後日の提出は認められません。その場合は宿泊割が適用されませんのでご注意ください。
- ④書類の確認は目視で構いません。現物以外に、スマホ画像やコピー等での提示も可とします。
- ⑤条件を満たさないため宿泊割が利用できず、宿泊予約の取り消しをされる場合の取消料や代金変更等については、宿泊予約時に必ず利用者へ周知するようお願いいたします。

5 他の割引との併用

- ①県や国が行う他の宿泊割引キャンペーンとの併用は可能ですが、実際に併用を行うかどうかは、各施設の判断によります。
- ②他の宿泊割引を併用する場合は、雫石泊まって応援虹色キャンペーンの割引が先に適用になります。また、雫石エンジョイパスポートと併用して使用することはできません。

6 販売にあたっての留意事項

- ①同一宿泊施設の長期宿泊で割引を受けられるのは、5連泊までを上限とする。ただし、利用回数には制限はありません。
- ②キャンペーンの割引は、宿泊を伴う費用のみが対象であり、日帰り料金や追加注文した飲食代、オプション料金、キャンセル料金等は対象となりません。
- ③消費税や入湯税は割引の対象となりません。これらを除いた1人当たりの宿泊料金が5,000円を下回る場合は、割引対象外とします。

- ④交通費を含んだ宿泊パック商品や金券付き宿泊パック商品は、領収書の内訳から宿泊代金と区別されている場合には割引の対象となります。宿泊料と交通費など宿泊以外の料金との内訳が確認できない場合や他の割引事業による割引額の内訳が確認できない場合には、割引対象外になりますので、ご注意ください。
- ⑤販売にあたっての価格表示については、零石泊まって応援虹色キャンペーンの適用を明示するとともに、販売割引後の販売価格と併せ、割引金額となる支援金額を消費者が認識できるようにしてください。
- ⑥取消料や精算方法など旅行者に対する旅行条件のご案内については、施設側で責任をもって対応してください。

7 精算方法

- ①専用請求書に零石宿泊事業者泊まって応援事業明細書、宿泊補助申込書及びアンケートを添付のうえ、事務局へご請求ください。
※宿泊補助申込書は、写し（コピー）で構いません。
※零石宿泊事業者泊まって応援事業明細書については、エクセルデータをメール添付でお送りしますので、ご入力いただき請求時に下記アドレスまで送信願います。

しずくいし観光協会メールアドレス：iwate@shizukuishi-kanko.gr.jp

エクセル入力及びメール対応が難しい場合は、用紙での添付も可能です。

- ②ご請求につきましては、様式第6号「零石宿泊事業者泊まって応援支援金請求書兼委任状」をご使用ください。

③支払スケジュール

月末締め → 翌5日までに請求 → 20日に指定口座へ振込（振込手数料：事務局負担）

※20日が休日にあたる場合は、その翌日の振込となります。

8 交付の取消及び助成金の返還

- ①宿泊施設事業者がこのマニュアルに違反した場合や不正な手段により交付の決定を受けた時は、その決定の全部または一部を取り消し、既に割引相当分の支払いが行われているときには、期限を定めて、その全部または一部の返還を請求できるものとする。
- ②11月中旬に12月23日までの予約状況を事務局より聞き取りします。利用期間内に配分された交付限度額に達する見込みがない場合、残額を返還いただき再配分させていただきます。

9 その他

- ①新型コロナウイルスの感染状況等によっては本事業を中断・終了する場合があります。
- ②割引対象者へのアンケート協力をお願いします。
- ③割引対象者全員に宿泊数に応じた「雫石町産米 銀河のしずく パックごはん 200g」の配布をお願いします。